

市民税・県民税の計算方法

1. 納税義務者

- ① その年の1月1日現在、栃木市内に住所がある人
- ② その年の1月1日現在、栃木市内に事務所、事業所、家屋敷を持つ人で、栃木市内に住所がない人

2. 非課税の範囲

- (1) **均等割非課税**（前年中の合計所得金額が下記金額以下の場合） 注1：森林環境税非課税は、④の27万円が26.8万円となります。
 - ①生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ②自分が障害者・未成年者・寡婦またはひとり親・・・135万円
 - ③同一生計配偶者および扶養親族がいない人・・・38万円
 - ④同一生計配偶者および扶養親族がいる人・・・28万円×（同一生計配偶者および扶養親族の数+1）+27万円 注1：26.8万円
- (2) **所得割非課税**（前年中の総所得金額等が下記金額以下の場合） 注1：26.8万円
 - ①同一生計配偶者および扶養親族がいない人・・・45万円
 - ②同一生計配偶者および扶養親族がいる人・・・35万円×（同一生計配偶者および扶養親族の数+1）+42万円

3. 税率

所得割 市民税：6% / 県民税：4%

※分離課税の所得は税率が異なります。

均等割 市民税：3,000円 / 県民税：1,700円

※令和9年度まで「とちぎの元気な森づくり県民税」が県民税に700円加算されています。

森林環境税 1,000円

4. 税額の計算方法

①繰越控除適用後の総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額・・・ア

②ア×税率＝税額控除前所得割額・・・イ

③イ－税額控除額＝所得割額

④所得割額＋均等割額＋森林環境税額＝年税額（1年間の税額）

※税額控除額は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額です。

※所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額は均等割から差し引かれます。

それでもなお引ききれない場合は還付します。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

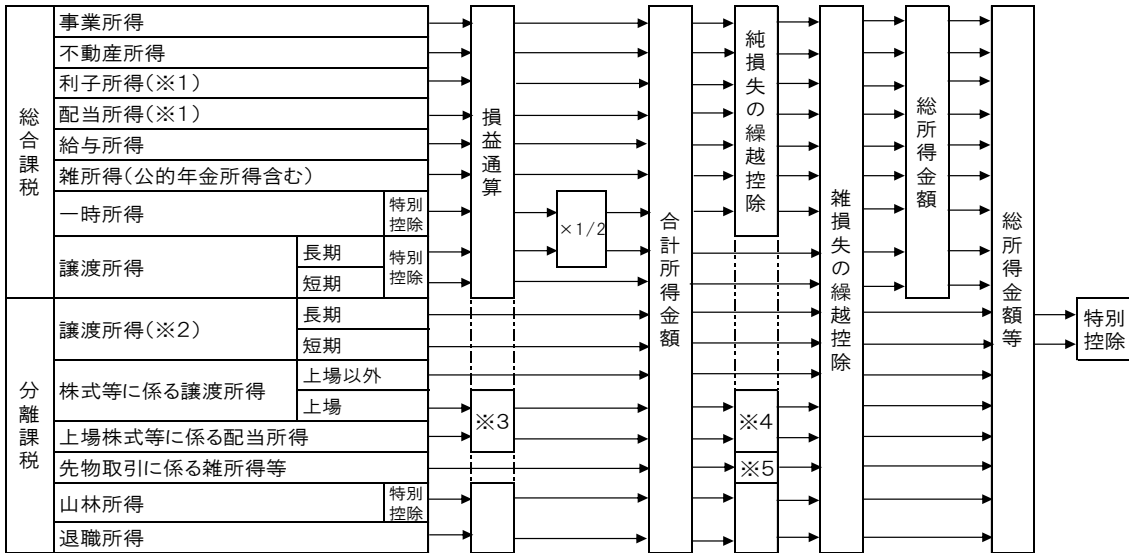
5. 所得控除額（一覧） ※支払額は前年の1月～12月中で計算します。人的控除は前年の12月31日の現況で適用します。

雑損控除		次のいずれが多い額		ひとり親	ひとり親	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがおらず、子を扶養し、合計所得金額500万円以下	30万円	
※選択適用※	医療費控除	①総所得金額等が200万円以上のとき （医療費の支払額－保険金等の補てん額）－10万円		ひとり親 控除	寡婦	①夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいる ②夫と死別後婚姻していない ③ひとり親に該当しない ④事実婚をしていない	26万円	
		②総所得金額等が200万円未満のとき （医療費の支払額－保険金等の補てん額）－総所得金額等×5% ※限度額200万円						
	セルフメディケーション税制		（特定一般用医薬品等の支払額－保険金等の補てん額）－1万2千円 ※限度額8万8千円		勤労学生控除		26万円	
	社会保険料控除		支払金額		障害者控除		26万円	
小規模企業共済等掛金控除		支払金額		同居特障		53万円		
生命保険料控除		支払金額		特別障害		30万円	配偶者控除	
		控除額		普通障害		26万円		
		新契約		一般		自分の合計所得金額（単位：万円）		
		旧契約		老人（70歳以上）		900以下		900超 950以下
地震保険料控除		50,000円以下		配偶者の合計所得金額（単位：万円）		900以下	900超 950以下	950超 1,000以下
		50,001円以上		48超100以下		33万円	22万円	11万円
		5,000円以下		100超110以下		31万円	21万円	11万円
		5,001～15,000円		105超110以下		26万円	18万円	9万円
基礎控除		15,001円以上		110超115以下		21万円	14万円	7万円
		115超120以下		115超120以下		16万円	11万円	6万円
		120超125以下		120超125以下		11万円	8万円	4万円
		125超130以下		125超130以下		6万円	4万円	2万円
基礎控除		2400以下		130超133以下		3万円	2万円	1万円
		2400超2450以下		一般		16歳以上19歳未満		33万円
		2450超2500以下		老人		23歳以上70歳未満		38万円
		2500超		同居老親等		70歳以上		45万円
適用なし		特定		老人扶養のうち自分または配偶者の直系尊属で同居のもの		45万円		
				16歳未満の扶養親族は控除の対象とはなりません。非課税限度額の計算に人数を適用します。				
				16歳未満の扶養親族は控除の対象とはなりません。非課税限度額の計算に人数を適用します。				
				次の場合は配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を受けられません				
				①事業専従者に該当する場合				
				②他の人の控除対象配偶者、扶養親族とされている場合				

※市民税・県民税の所得控除額です。所得税の控除額と相違するものがあります。

図説 1

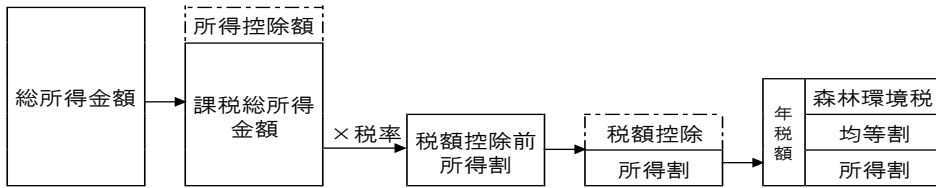
合計所得金額・総所得金額・総所得金額等の求め方



- ※1 一律分離課税の適用を受けているものを除きます。
- ※2 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算および繰越控除ができます。
- ※3 上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得等と損益通算ができます。
- ※4 ※3において控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。
- ※5 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は繰越控除ができます。

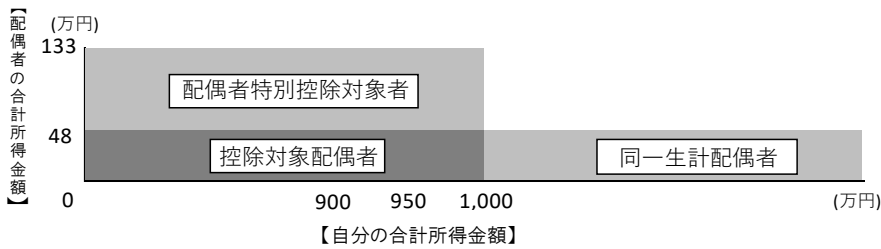
図説 2

年税額の求め方 (イメージ)



図説 3

控除対象配偶者・同一生計配偶者・配偶者特別控除対象者とは？



図説 4

森林環境税の非課税範囲

納税義務者 国内に住所を有する個人

令和6年から森林整備やその促進に充てるため、「森林環境税」として年間1,000円が市県民税と併せて徴収されます。国税として徴収された「森林環境税」は、「森林環境譲与税」として県・市へ譲与されます。市では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられます。

区分	森林環境税の非課税基準	市・県民税 非課税 森林環境税 課税 となる場合	市・県民税の非課税基準
扶養親族等がない方	合計所得金額 38万円以下 (基本額28万円×1+10万円)	-	合計所得金額 38万円以下 (基本額28万円×1+10万円)
扶養親族等がある方	合計所得金額が次の金額以下 【基本額28万円×(扶養親族等の人数+1) +10万円+16.8万円】	合計所得金額が、次の金額の範囲内 【左表記載「森林環境税の非課税基準」の計算額 ~【右表記載「市・県民税の非課税基準」の計算額】	合計所得金額が次の金額以下 【基本額28万円×(扶養親族等の人数+1) +10万円+17万円】
障害者・未成年者・寡婦 またはひとり親に該当する方	合計所得金額 135万円以下	-	合計所得金額 135万円以下